

新潟市秋葉区体育施設指定管理者申請者評価会議

プレゼンテーション（非公募） 議事録

日時：令和 5年 10月 13日（金曜）午前10時から午後0時10分

会場：秋葉区役所 4階 401会議室

出席者：評価委員 青木 均、加藤 秀茂、高橋 健朗

秋葉区役所地域総務課 古俣課長、鈴木補佐、友坂主幹、古川主査、宮崎主事

1 小須戸運動広場

山の手コミュニティ協議会 公開プレゼンテーション（省略）

山の手コミュニティ協議会 質疑応答

加藤委員：施設管理運営について膨大な芝を枯らさずに管理運営できたということで、殺虫剤や除草剤を使っていると思うが、わかる範囲で年何回、殺虫剤何を使っているのか、除草剤に何を使っているのか。使用後に立て看板を立てるとか、翌日利用は休みにするとかわかる範囲で教えていただきたい。

山の手コミ協：殺虫剤、除草剤は使っております。コガネムシの幼虫とかありまして、芝用に使っていますが、できるだけ薬剤を少なくしようとしている。使用した後、すぐには利用できない。天気との兼ね合いもあるが、平日利用の無い期間に実施して、利用者に支障の無いようにしている。利用は土日に集中しているので、平日に実施している。

青木委員：1点は、様式7-2収支計画書の中で、6年度の人件費の中の共済費4万円（労災保険）となっているが、4万円はどう計算されたのか。

男女共働きやすい職場環境を目指していくと。具体的には同じ賃金でと。

あと働きやすい職場環境を目指していくにはどういうふうなことを心掛けているのか。

年次有給休暇、パートさんもおられます？パートさんの年次有給休暇が付与されているか。

山の手コミ協：4万円の共済は、民商に税務・労務関係を委託しており、計算していただいている。報酬に対して計算されている。

青木委員：630万円の報酬に対しての4万円となると計算が合わない。労災は1000分の3です。630万円に0.003かけても4万円にはならないということ。

山の手コミ協：端数は四捨五入されていると思うのです。

有給休暇については、法律に基づいた形で確実にやっています。

テニスコート・野球場の運営管理をしていますが、管理する人は4人。その内1人が女性となっており、遜色なく仕事をしている。

まずは、職場に来るのが楽しくなければならぬので、そういった空気を大事にして、

困ったことなど相談に乗ったり家族的な雰囲気を作るようにしています。

高橋委員：1点目、管理経費の削減ということで大変努力をいただいている。一方で、必要な修繕・補修していかなくちゃいけないと思うが、過去、本当は補修したいけど予算の関係でできないなどあるかどうか確認させてください。

山の手コミ協：野球場に関して、ファールボールの飛ぶ方向が駐車場になっていて、角度が悪いと車にあたります。ファールボール防止ネットの見積を出してもらったが高額で後回しになっている。テニスコートは、線路側風当たりが強くてイレギュラーボールが出やすいため、防風ネットがあれば防げるがなかなか難しい。

高橋委員：利用者さんが安心して施設を利用するためには、施設の安全性とか気にするところではあると思いますので、予算の関係でなかなか難しいところがあるかもしれませんが、積極的に市や区に意見を出して予算つけていただけるようにしてもらいたい。

人材育成の取組みについて、業務品質の維持向上の目的で外部講師による研修会の実施とあるが外部講師は具体的にどんな方？

山の手コミ協：野球場とか管理していただいている、丸富だったりとか精通している業者の方であったり、コミ協の中にも精通している人がいるので、その方から講師として来ていただいて研修している。

高橋委員：直近で何月くらい研修会を開催して、何人くらい参加している？

山の手コミ協：11月くらいまでが野球場・テニスコートの利用がありますので、その後の冬期間に講習を継続している。

高橋委員：安全管理に対する緊急時の対応とありますが、今まで指定管理をされてきて、熱中症とか怪我とか対応した事例がありますでしょうか。

山の手コミ協：特に多いのはテニスコート利用者が、熱中症にかかる方が多くいらっしゃって、その際には職員で救急セットとして、タオルからマット・氷嚢を用意しているので対応させていただきました。今年も2回くらい倒れられましたが、救急車まではありませんでした。

高橋委員：地域との連携、社会貢献活動の取組みに非常に頑張っていると思うのですが、具体的な稼働状況とか主に各野球場・テニスコート・ゲートボール場の稼働状況でどのような方がメインで利用されているのか？

山の手コミ協：テニスコートにつきましては、秋葉区テニス協会、秋葉区ソフトテニス協会また近隣の中学校・高校の部活動として広く利用いただいております。週末になりますと、ほぼ学校ですとか、協会で埋まるような形です。野球場は、スポーツ少年団や大会等もありますので、チーム等の週末の練習に利用いただいております。

高橋委員：平日はなかなか利用が少ないでしょうか。

山の手コミ協：野球場は人数がなかなか集まらないので、週末が集中する形ですが、テニスコートは平日も愛好家の方が1日必ず利用があります。夜になると、中学校の部活動として毎週2日くらいは入っております。

高橋委員：収支計画書について、何点かお伺いしたい。様式7ーアとイがありますが、人件費の中に消費税納税負担の部分が入ってきているが、人件費ではないので、管理費ないしは事務費にもしてであれば移していただければと思います。

事務費の中に、消耗品費35万円があがっているが、一方で山の手コミュニティ協議会の収支決算書も拝見させていただいたが、それほどの備品費は上がってらっしゃらない。何か特別に運動広場で消耗品・衛生品月3万円くらいかかるものがあるかどうか。HP更新料15万円があがっているが、山の手コミュニティ協議会の収支決算の中には出てこないもので、HP確認しますと、運動広場だけのHPではなくて山の手コミュニティ協議会全体のHPと拝見できるが、なぜ、運動広場の方だけに計上されているのか。電話料13万円、月1万円という形、本当にこの金額がかかっているのか。

山の手コミ協：消耗品はコミ協とは別に計上している。実際は、コートブラシ・ベンチなど備品になるかもしれませんが、屋外にある劣化が激しいもの。清掃用品がかなり上がっています。

事務用品だけではないことをご理解いただきたい。HPはもともとコミ協としてHPは必要としてはおりませんでしたので、運動広場を管理するにあたり、HPを作成するというので、運動広場での支出とさせていただきましたが、今後につきましてはコミ協と検討したいと考えております。

電話につきましては、固定電話と携帯電話が必要となりますので、1人になった場合に屋外に携帯電話を持って出ますので、支出の方が増えていく形となります。

高橋委員：消耗品に関しては、必要なものがあるのだろうと理解できました。電話料ですが、特別な専用の携帯でしょうか。

山の手コミ協：受付を終わった後に、できるだけコートを回って安全対策も含めて外に出るように指導している。そのための電話。

高橋委員：事務室には固定電話もある？

山の手コミ協：ありますが、転送されるようにしている。窓口での業務がすべてではない。外での作業が日常的にある。

高橋委員：携帯は何台？

山の手コミ協：1台です。電話料が9千円、通話料が2～3千円くらい。

高橋委員：HPの更新料は毎年かかるものなのですか？外注ですか？

山の手コミ協：はい。

高橋委員：厳密にいうと、運動広場だけのHPではないと思いますので、全額収支計画書にあげてくるのはどうなのかと、個人的には思いますのでもし改善できるのであれば改善していただきたい。

質疑応答終了

2 市之瀬運動広場

荻川コミュニティ振興協議会 公開プレゼンテーション（省略）

荻川コミュニティ振興協議会 質疑応答

加藤委員：施設の管理運営のところで安心安全をうたって管理を頑張っていると思いますが、殺虫剤や除草剤を使っていると思うが、それを使用した後に看板を立てるなり、翌日利用は休みにするとか、年何回やっているとか教えていただきたい。

荻川コミ協：除草とか樹木の管理は依頼している業者おります。除草剤や殺虫剤をまいたりした場合には、入れないようにしたりとか、利用者に不都合がないようにしています。翌日の利用が無い日を選んでやっています。

青木委員：資料の中で従事者の雇用労働条件、人員配置とありますが、事務局長1名、事務局員さん5名。事務局長さんは常勤でしょうか？臨時ですか？

荻川コミ協：常勤です。

青木委員：常勤の方は何名ですか？

荻川コミ協：常勤は6名です。

青木委員：労働時間は、パートを除いて6時間ですか？8時間の方はいませんか。

荻川コミ協：6時間です。

青木委員：7-1の支出で人件費297万3千円、事務局員2名となっていますが、パートの方は入ってないですか？

荻川コミ協：2名分の予算を入れてあります。

青木委員：ご承知のとおり、パート・アルバイトであっても労災保険は入っていないとかならないし、共済費・労働保険の3万円が合わなくなってくる。

荻川コミ協：職員とパートの担当の2名分が入っている。私が入っていますが、雇用保険の対象となっていないので、労災保険のみです。他の職員は、コミセンの指定管理を受けておりますので、そちらの方からださせていただいております。

青木委員：人材育成の取組みの中でAEDの使用方法とか事務局全員で応急手当の講習とか、人数少ないですけどハラスメント防止対策の講習はしてないでしょうか。

荻川コミ協：具体的に実施していませんが、窓口を設置しております。

青木委員：ハラスメント防止法の中で、防止規定もそうですが義務になっておりますので、十分気を付けていただきたい。年次有給休暇は5日付与しなければならないことになっているがどうですか？

荻川コミ協：付与されています。

高橋委員：基本的なところを確認させてください。市之瀬運動広場は何時から何時まで利用可能でしょうか。

荻川コミ協：公式には朝9時から17時までです。

高橋委員：従事者の雇用労働条件・人員配置のところで、遅番が22時となっているが、1

7時から22時の間はこういった業務をしているのか？

荻川コミ協：荻川コミ協は市之瀬運動広場のほかに、荻川コミセンの指定管理も受けておりますので、事務局員の仕事としてはコミセンが終了する22時までローテーションを組みながらやっておりますので、遅番は22時までとさせていただきます。

高橋委員：認識としては、重複してらっしゃる。市之瀬運動広場の指定管理業務と荻川コミ協の指定管理業務を常に重複して行ってらっしゃるとのこと。

高橋委員：地域との連携社会貢献活動の取組みの中で、イベント・大会の実施と書いてあるが、市之瀬運動広場が直接絡んでいるのが、ソフトボール大会だけだが、それ以外の大会の開催とか企画される予定はありますか。

荻川コミ協：昨年ですと、秋葉区のスポーツ推進連盟の秋葉区協議会の研修会をやった実績があります。それ以外にもチームを呼んで開催できればと思っています。

高橋委員：地域的な問題や場所的な問題がいろいろあるかと思いますが、荻川コミ協としては非常にいろんなイベントをして頑張ってると思うのですが、市之瀬運動広場の指定管理となった時に年間ソフトボール大会1回となると、他の指定管理者の体育施設と比べると回数的には非常に少ないと印象を受けるのですが、その点今後そう言ったところも含めて、新たなイベントを企画してみたいとかあるようであれば期待してみたいと思います。

私からの指摘なんですが、7－イ年度毎の収支計画書が5年度分あるんですが、外部委託料にかかる消費税が、6年度は31万6千円として上がっているが、外部委託料費347万6千円のうち31万6千円が消費税として理解できるのですが、上の電気料・上下水道料・施設修繕費・備品費とかすべからず消費税はかかっているはずですので、なぜここだけ消費税を別個に出してらっしゃるのか。グラウンド整備、樹木管理内容見ますと、他に人件費かかっているところはないと思うので、消費税別個にする必要ないと思うので。

荻川コミ協：消費税の額は、税理士に計算してもらっている。入ってくるお金と出ていくお金の関係で、消費税がかかっている部分とそうではない部分があるので、市之瀬運動広場としての消費税はこれになりますという金額を指定管理料から納めさせていただきます。

高橋委員：事務費の中消費税40万円がありまして、こちら指定管理料にかかる消費税というのはわかります。これは簡易課税制度の計算で算出された消費税負担分の金額だと思います。そこではなくて、上の管理費31万6千円という消費税が。外部委託費、様式7－2のここだけ、なぜか消費税が別に明記されていて、本来でいうと電気料・上下水道料・施設修繕費とかすべからず消費税はかかっている。上が税込みで下が税抜きでというのが私としてはよくわからなかったものですから、もしであれば、ここに消費税を明記するのではなくて、全部税込みで書いた方がわかりやすいのではないかと。下にももう1回消費税がでてきますので、何回も消費税がでてきてなんだろうと思いますので。

荻川コミ協：記載を変更することはできるので、まとめて下におろして記載します。外部委

託費に関する消費税に関しても下の事務費の消費税にプラスして。

高橋委員：プラスしちゃダメ。あくまで各グラウンド整備、樹木管理、芝生管理、その他を合計すると316万円になる。その10%で31万6千円、合わせて347万6千円になるのはわかるが、ここだけなぜか消費税が別個で列記されていて、同じこと言うなら電気料12万円、上下水道料12万何千円と書いて一番下に消費税を書かなくてはいけないわけでしょ、統一的して、もし計算書を書くなら。ここだけが、消費税が別個になっているので、そうではなくて、外部委託料347万6千円だったら、要はグラウンド整備費用131万5千円を1.1倍した金額をここに書いていただければ問題ないかと思います。

質疑応答終了